



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *51 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *52 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *53 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *54 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)
- *55 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 (")
- *56 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (県民生活課)
- *57 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール設置及び管理条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *58 和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *59 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

公布された条例のあらまし

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第12条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県税の賦課徴収体制を強化することを目的として、県税事務所の長に対する知事の権限の委任の範囲を改めました。(第3条の2関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

景観法等に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするとともに、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備等を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。ただし、景観法に基づく知事の権限に関する規定については平成21年1月1日から、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備については同法の施行の日から施行します。

◇和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例

1 条例概要

住民基本台帳法の規定に基づき、保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めました。

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、電磁的方法による表決の方法について定めました。(第2条の2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエールの新たに供用を開始する会議室の利用料金の上限を定めました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関する事項を警務部の事務分掌に加えました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立高等看護学院等の授業料の額の改定を行うとともに、政治資金規正法の改正に伴い、収支報告書等の写しの交付に係る手数料の額を定めました。(別表第1及び別表第3関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。ただし、収支報告書等の写しの交付に係る手数料についての規定は、平成21年1月1日から施行します。

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第51号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「及び同法」を「、同法」に、「、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他」を「若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第52号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第53号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「株式等譲渡所得割」の次に「、法人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税、鉦区税並びに軽油引取税(法第700条の15第1項及び第2項の規定による免税証及び免税軽油使用者証の交付に関する事務を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任の特例)

2 法人の県民税及び法人の事業税に係る申告書、申請書等の書類の受理に関する事務については、当分の間、この条例による改正後の和歌山県税条例第3条の2第2項の規定にかかわらず、和歌山県税事務所長以外の県税事務所の長にも委任する。

(和歌山県県税事務所設置条例の一部改正)

3 和歌山県県税事務所設置条例(平成17年和歌山県条例第128号)の一部を次のように改正する。

第3条中「株式等譲渡所得割」の次に「、法人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税、鉦区税並びに軽油引取税(地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の15第1項及び第2項の規定による免税証及び免税軽油使用者証の交付に関する事務を除く。)」を加える。

(所管区域の特例)

4 法人の県民税及び法人の事業税に係る申告書、申請書等の書類の受理に関する事務については、当分の間、この条例による改正後の和歌山県県税事務所設置条例第3条の規定にかかわらず、和歌山県税事

務所以外の県税事務所においても、県内全域を所管する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第54号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。
第2条の表9の項(9)中「第9条第12項」を「第9条第13項」に、「徴収」を「受理」に改め、同項(7)中「第7条第10項」を「第7条第11項」に改め、同項(8)中「第7条第11項」を「第7条第12項」に改め、同項(9)中「第7条第12項」を「第7条第13項」に改め、同項(10)中「第7条第13項」を「第7条第14項」に改め、同表10の項中(4)から(7)までの規定を次のように改める。

- (4) 法第56条第1項(法第66条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による協議に係る知事に対して行うべき申出の受理
- (5) 法第56条第3項(法第66条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による知事に対して行うべき通知の受理
- (6) 施行令第17条において準用する施行令第6条第1項、第7条及び第8条第1項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理
- (7) 施行令第17条において準用する施行令第5条及び第11条の規定による知事に対して行うべき届出の受理

第2条の表10の項中(8)から(10)までの規定を削り、(11)を(8)とし、(12)を(9)とし、(13)を(10)とし、同項(4)中「及び(13)」を「から(10)まで」に改め、同項(4)を同項(11)とし、同表11の項(2)中「第21条第2項」を「条例第21条第2項」に改め、同表12の項(1)中「並びに第36条第1項」を「、第36条第1項」に改め、「第2項」の次に「並びに第51条第2項」を加え、同表24の項(1)中「第52条第1項」を「第54条第1項」に改め、同表36の項(5)中「及び第12項ただし書」を「、第12項ただし書及び第13項ただし書」に、「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項(11)中「第68条の5の4第1項及び第2項並びに第68条の5の5第1項」を「第68条の5の5第1項及び第2項並びに第68条の5の6第1項」に改め、同表31の項(7)中「第10条第2項」を「条例第10条第2項」に改め、同表42の項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」に、「第5条第1項及び第6条第1項」を「第17条第1項及び第18条第1項」に改め、同表45の項(5)中「第75条」を「第75条第1項及び第2項」に、「及び第115条の5」を「並びに第115条の5第1項及び第2項」に改め、同項(11)中「第115条の29第6項」を「第115条の35第6項」に改める。

第2条の表に次のように加える。

46 景観法(平成16年法律第110号。以下この項において「法」とい	各市町村(和歌山市及び高
------------------------------------	--------------

う。)、和歌山県景観条例(平成20年和歌山県条例第21号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第16条第1項及び第2項の規定による知事に対して行うべき届出の受理
- (2) 法第16条第5項の規定による知事に対して行うべき通知の受理
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

野町を除く。)

47 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 条例第7条、第9条第1項及び第2項、第10条、第25条、第26条、第32条第1項、第2項及び第8項並びに第33条第2項の規定による届出の受理
- (2) 条例第12条第1項、第17条第2項及び第3項、第18条第3項並びに第35条第1項及び第2項の規定による命令
- (3) 条例第13条第1項及び第3項並びに第14条第1項の規定による勧告
- (4) 条例第13条第2項及び第14条第2項の規定による公表及び意見の聴取
- (5) 条例第19条第1項及び第24条第1項の規定による許可
- (6) 条例第21条(条例第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の意見の聴取
- (7) 条例第23条(条例第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件の付加
- (8) 条例第28条、第29条並びに第30条第3項及び第4項の規定による報告の受理
- (9) 条例第30条第1項の規定による水質検査を行うことができないことの承認
- (10) 条例第30条第2項の規定による水質検査を行うことができないこと又は土壌検査を行う必要がないことの承認
- (11) 条例第30条第5項の規定による検査の実施の要求
- (12) 条例第32条第5項及び第6項の規定による確認及び通知
- (13) 条例第34条第1項の規定による許可の取消し及び特定事業の停

和歌山市

止命令

- | | |
|---------------------------------------------------------------|--|
| (14) 条例第36条第3項の規定による書類の閲覧 | |
| (15) 条例第37条の規定により納付される手数料に係る和歌山県証紙の消印 | |
| (16) 条例第38条の規定による報告の徴収 | |
| (17) 条例第39条第1項の規定による立入検査、質問及び収去 | |
| (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの | |

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の表45の項の改正規定は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）の施行の日から、同表に46の項及び47の項を加える改正規定（46の項を加える部分に限る。）は、平成21年1月1日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第55号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、保存期間に係る本人確認情報（法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第3項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報の利用に係る事務）

第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第2のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第4条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）による県税に係る犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年和歌山県令第50号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）による県税又はその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは滞納処分費の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年和歌山県条例第10号）第 5 条第 1 項の加入の申込み、同条例第13条の 2 第 1 項の規定による脱退一時金の支給、同条例第17条第 3 項（同項第 2 号に規定する場合に限る。）の規定による届出又は同条例第 4 項の届書の提出に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年和歌山県条例第33号）第 2 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 5 条の 2 第 1 項の登録又は同条例第 6 条第 1 項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	1 和歌山県退職年金及退職一時金ニ関スル条例による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	2 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）による修学奨励金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
	3 和歌山県地域改善対策進学奨学金等貸与条例を廃止する条例（平成14年和歌山県条例第36号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による廃止前の和歌山県地域改善対策進学奨学金等貸与条例（昭和57年和歌山県条例第27号）による進学奨学金等の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定による請求に関する事務であって規則で定めるもの

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 6 号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的方法）

第 2 条の 2 法第14条の 7 第 3 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 7 号

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中

501会議室	3,330円	4,440円	4,170円	6,600円	7,
--------	--------	--------	--------	--------	----

320円	9,660円
------	--------

201会議室	5,720円	7,630円	7,150円	11,350円
501会議室	3,330円	4,440円	4,170円	6,600円

12,560円	16,590円
7,320円	9,660円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 8 号

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県警察本部の部設置に関する条例（昭和29年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第 2 条警務部の項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の 1 号を加える。

(18) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）

第 3 条第 1 項に規定する給付金に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 24 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 9 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 7 号中「115,200円」を「118,800円」に改め、同項備考中「又は専攻科」を「若しくは専攻科、高等看護学院、なご看護学校、産業技術専門学院（普通課程に限る。）又は農業大学校」に改める。

別表第 3 中第16項を第17項とし、第15項の次に次の 1 項を加える。

16 政治資金関係事務

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の 2 第 2 項の規定に基づく収支報告書等の写しの

交付	1 枚につき	10円
----	--------	-----

附 則

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成21年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山県使用料及び手数料条例別表第 1 第 1 項第 7 号の規定は、平成21年度以降に入学した者から適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、同項備考の規定は、平成20年度以前に入学した者についても適用する。